

まちづくりセンターって どんなところ?

まちづくり活動の支援

町会・自治会などの地区で活動する団体が行うイベントや事業などへの支援により、まちづくりを促進しています。

暮らしの相談

日常的な生活の困りごとや地区の課題などの解決策と一緒に考え、相談内容に応じて対応しています。

防災活動の促進

避難所運営訓練や防災訓練の支援などにより、地区的防災意識・防災力の向上に努めています。

地区情報の発信

施設内でのちらし配架やホームページなどにより、地区的イベントなどの情報を発信しています。

地域包括ケアの地区展開

- まちづくりセンターとあんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)、社会福祉協議会地区事務局の三者の連携による「福祉の相談窓口」で高齢・障害・子育てなどの様々な相談をお受けしています。
- 三者に児童館を加えた四者が持つそれぞれのノウハウを共有して、地区の課題を把握し、課題解決のための「参加と協働による地域づくり」に取り組んでいます。

その他に証明書の交付や保険証の再発行、物品の助成や貸出し、区広報板の利用申請などの窓口サービスを取り扱っています。

詳しい情報は区ホームページをご確認ください。

※一部のまちづくりセンターでは、窓口サービスが異なります。



まちづくりセンターは「区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点」として、 どのように変わっていくの?



まちづくり活動の 支援を充実します

- 区民の皆さんや地区で活動している団体、行政機関などの交流の機会を増やし、連携できる関係づくりを支援していきます。
- まちづくり活動に関する情報発信などの支援や学習の機会を提供していきます。



防災活動の支援を 充実します

- 区民の皆さんの防災意識の向上や避難所運営訓練などへの参加を促進していきます。
- 避難所運営訓練や防災訓練などの防災活動への支援を充実していきます。



行政サービスを 便利にします

- 映像システムを使用して、本庁・総合支所まで行かなくても相談や手続きができるようにしていきます。
- 区民の皆さんの様々な困りごとに対応できるようにしていきます。



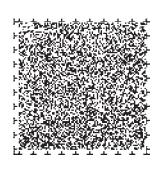
広報・広聴を 充実します

- お住まいの地区の情報をSNSやデジタルサイネージ(電子看板)などを使用して発信していきます。
- ワークショップや意見交換会などの区民の皆さんとの対話の機会を増やし、多様な意見を聴いていきます。



地区の課題の解決に 取り組みます

- 四者を中心とした地区の課題を把握し、総合支所や本庁との連携のもと、課題解決に向けて取り組んでいきます。
- 四者連携による子どもや子育て家庭などの相談・見守りを充実していきます。



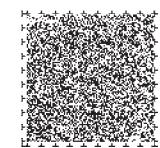
世田谷区地域行政部地域行政課
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
電話 03-5432-2037 FAX 03-5432-3069
令和5年3月発行

世田谷区

地域行政推進条例



世田谷区では、
本庁のほかに5つの地域に総合支所
28の地区にまちづくりセンターを設置し
地域の実情や区民の皆さんとの声を受け止め
きめ細かな行政サービスやまちづくりを行う
「地域行政制度」を平成3年から導入しています。
この度、地域行政制度の改革を進めるために
世田谷区地域行政推進条例を制定しました。

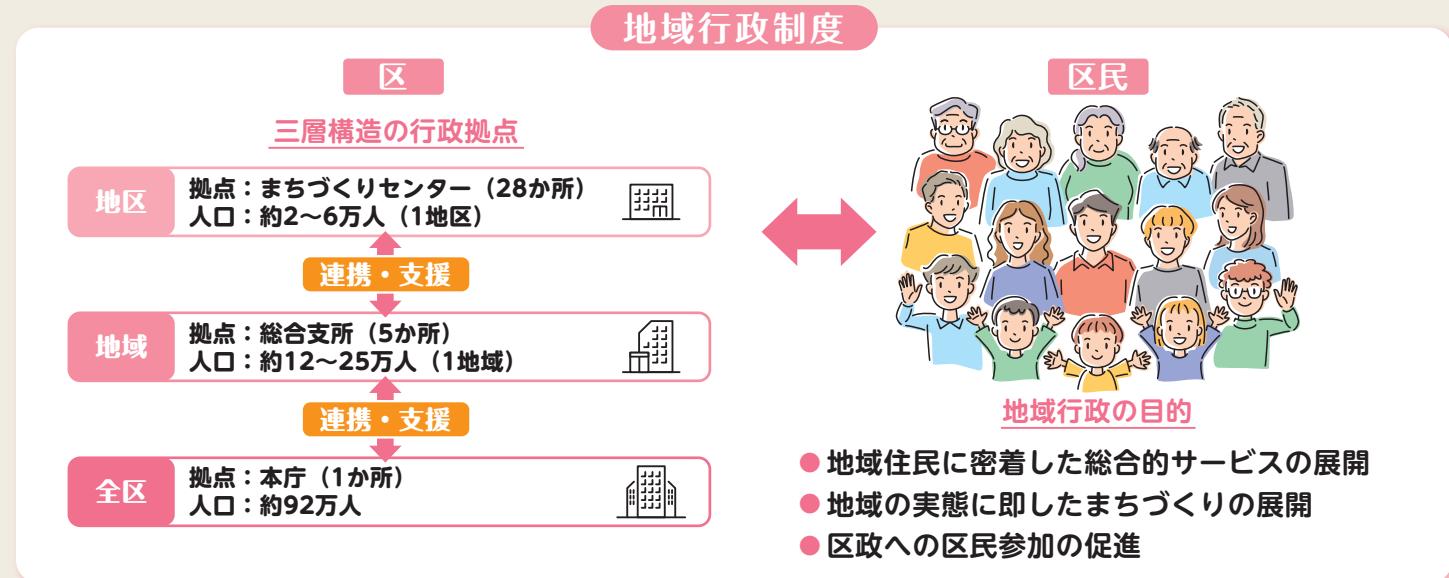


世田谷区

地域行政制度とは?

世田谷区は、「区役所(本庁)」のほかに、区内を5つに分けた地域(世田谷・北沢・玉川・砧・烏山)に「総合支所」を、さらに各地域を3~7つに分けた28の地区に「まちづくりセンター」を設置しています。

この三層構造の行政拠点により、区民の皆さんとの声を受け止め、より暮らしやすいまちをつくることを「地域行政制度」と呼び、平成3年から導入しています。



世田谷区地域行政推進条例を制定しました

地域行政制度の導入以降、三層構造の行政拠点の機能を活かし、地区・地域の実情や区民の皆さんの声を受け止め、より暮らしやすいまちになるように取り組んできました。

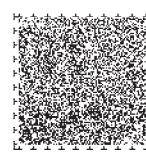
しかし、高齢化の進展や単身世帯の増加、気候変動による災害の多発などに伴い、人と人との支え合いの重要性が再認識されています。

一方で、夫婦共働きの増加やリモートワークの普及などの働き方の変化、スマートフォンなどの情報通信技術の急速な発展などを背景に、人と人の関わり方も変化しています。防災や防犯、介護、子育て、社会的孤立、貧困など多岐にわたる課題の解決には、より身近なところで支援が受けられることが大切です。

このような状況から、区が政策や取組みを行うときの基本である地域行政制度について、区民の皆さんに身近なまちづくりセンター(地区)が必要となるように改革するため、「世田谷区地域行政推進条例」を令和4年10月1日に施行しました。

条例の目的(条例第1条)

区政の課題の解決を図る体制を強化し、地区・地域の実態に即した総合的な行政サービスとまちづくりを進め、安全・安心で暮らしやすい地域社会を実現することを目的としています。



区の責務(条例第3条)

まちづくりセンターを「区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点」として、総合支所を「地域経営を担う地域の行政拠点」として位置付けるとともに、次の3つの責務を担います。

必要な行政サービスを利用
することができる
環境の整備

区政に関する意見を
述べることができる
環境の整備

まちづくり活動に
取り組むための必要な支援

基本方針(条例第4条)

まちづくりセンター

- 様々な相談や手続きに対応し、区民の皆さん的生活を包括的に支援します。
- 地域の現状や課題を広く把握し、課題の解決に取り組みます。
- 区民の皆さんによる暮らしやすいまちをつくる活動を支援します。

総合支所

地域経営を担うとともに、
まちづくりセンターの取組み
を支援します。

地域経営とは?

地域の実態を把握し、地域の人材や
団体、場所、各種制度などを活用して
計画的に地域の課題を解決すること。

本庁

- 社会状況の変化や地域経営を踏まえた政策や計画をつくり、まちづくりセンターと総合支所と一体となって取組みを行います。
- 効率的・効果的な区政運営を行います。

5つの基本方針

区民参加の促進



まちづくりセンターと総
合支所が、区民の皆さん
の意見を聴き、区の政策や
取組みに活かす仕組みを強化
します。

DX推進



- DX(デジタル技術の活用による業務の変革)を進め、区民の皆さんに便利な行政サービスを受けられるようにします。
- デジタル機器を使うことが難しい方々を支援します。

区政運営の基盤である地域行政制度について

区民の皆さんに身近なまちづくりセンター(地区)が
要となるよう改革を進めていきます

条例の全文は区ホームページからご確認ください

